送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）」を「に掲げる事項」に改め、同項第一号中「並びに法人にあつては、その代表者の氏名」を削り、同項第三号中「その」を「当該」に改め、同項に次の二号を加える。

九　衛星基幹放送の業務の認定を受けようとする場合にあつては、当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置

十　法人又は団体にあつては、次に掲げる事項

イ　特定役員の氏名又は名称

ロ　外国人等直接保有議決権割合

ハ　地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）の業務の認定を受けようとする場合にあつては、外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

第九十七条第二項中「認定基幹放送事業者は、」の下に「第九十三条第二項第一号、第三号若しくは第十号に掲げる事項に変更があつたとき、又は」を加え、「に該当する変更」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号に掲げる事項の変更であつて、当該変更によつて同条第一項第七号ニ又はホに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものについては、この限りでない。

第百三条第二項中「第九十三条第一項第七号ホ」を「第九十三条第一項第七号ニ又はホ」に、「同号ホに該当することとなつた状況その他の事情」を「次に掲げる事項」に、「その認定」を「当該認定」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつた状況

二　前項の規定により当該認定を取り消すこと又はこの項の規定により当該認定を取り消さないことが当該認定に係る基幹放送の受信者の利益に及ぼす影響

三　その他総務省令で定める事項

第百三条に次の三項を加える。

3　総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとなつたと認めるときは、前項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととするか否かの決定をしなければならない。

4　総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、当該決定に係る認定基幹放送事業者の意見を聴かなければならない。

5　総務大臣は、第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該決定に係る認定基幹放送事業者に対し、理由を付してその旨（当該決定が第二項の規定により当該認定基幹放送事業者の認定を取り消さないこととするものであるときは、その旨及び同項の規定により定めた期間）を通知しなければならない。

第百十条の次に次の一条を加える。

（基幹放送の休止及び廃止に関する公表）

第百十条の二　基幹放送事業者（第百四十七条第一項に規定する有料放送事業者を除く。）は、その基幹放送を休止し、又はその基幹放送の業務若しくはその基幹放送局を廃止しようとするときは、総務省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。ただし、基幹放送を継続して休止しようとする時間が二十四時間を超えない範囲内で総務省令で定める時間以内である場合その他総務省令で定める場合は、この限りでない。

第百十六条第一項第一号中「又は移動受信用地上基幹放送」を「、移動受信用地上基幹放送又はコミュニティ放送」に改め、同項第二号中「地上基幹放送」の下に「（コミュニティ放送を除く。）」を加え、同項第三号中「基幹放送事業者が」の下に「地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）を行う」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　当該基幹放送事業者がコミュニティ放送を行う特定地上基幹放送事業者である場合　電波法第五条第四項第二号に定める事由

第百十六条第三項中「第九十三条第一項第七号ホ(1)に掲げる者により同号ホ(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合」を「外国人等間接保有議決権割合」に、「同号ホ(2)に掲げる者が」を「第九十三条第一項第七号ホ(2)に掲げる者が」に改め、「地上基幹放送」の下に「（コミュニティ放送を除く。）」を加え、同条第四項中「第五条第四項第三号イに掲げる者により同号ロに掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合」を「第五条第四項第三号に規定する外国人等間接保有議決権割合」に改め、「である」の下に「地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）を行う」を加える。

第百十六条の六第二項及び第三項中「第百十六条の三第二項第五号イ」を「第百十六条の四第二項第五号イ」に改め、第五章第二節第三款中同条を第百十六条の七とし、第百十六条の五を第百十六条の六とし、第百十六条の四を第百十六条の五とする。

第百十六条の三第二項第五号及び第三項第四号中「第百十六条の六」を「第百十六条の七」に改め、同条を第百十六条の四とし、第百十六条の二を第百十六条の三とし、第五章第二節第二款に次の一条を加える。

（外国人等による議決権の保有制限等に係る規定の遵守状況の報告）

第百十六条の二　認定基幹放送事業者（法人又は団体であるものに限る。）は、総務省令で定めるところにより、総務省令で定める期間ごとに、当該期間における次に掲げる事項を総務大臣に報告しなければならない。

一　第九十三条第一項第七号ニ（地上基幹放送（コミュニティ放送を除く。）を行う認定基幹放送事業者にあつては、同号ニ又はホ）に該当することとならないようにするために講じた措置の実施状況

二　第九十七条第二項ただし書の総務省令で定める変更があつた場合には、当該変更の内容

三　その他第九十三条第一項第七号ニ又はホに該当することとならないようにすることに関する事項として総務省令で定める事項

第百二十五条第一項第二号中「地上基幹放送」の下に「（コミュニティ放送を除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　当該基幹放送局提供事業者がコミュニティ放送をする無線局の免許を受けた者である場合　電波法第五条第四項第二号に定める事由

第百二十五条第二項中「第百十六条第二項」と、「」の下に「行う」を加え、「地上基幹放送を」を削る。

第百五十九条第二項第五号ロ中「とこれら」を「(2)及び次項において「外国人等直接保有議決権割合」という。）とこれら」に、「とを」を「（同項第七号において「外国人等間接保有議決権割合」という。）とを」に改め、「その議決権の」を削り、「を占める」を「である」に改め、同号ロ(2)中「(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合」を「外国人等直接保有議決権割合」に改め、同号ヘ中「第二項」を「第六項」に改め、同号チ中「第二十七条の十五第一項」を「第二十七条の十六第一項」に、「第二項」を「第六項」に改め、同条第三項第二号中「並びに代表者の氏名」を削り、同項第五号を同項第八号とし、同項第四号の次に次の三号を加える。

五　申請対象会社の特定役員の氏名

六　申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合

七　申請対象会社の外国人等直接保有議決権割合と外国人等間接保有議決権割合とを合計した割合

第百六十条第二号中「第五号」を「第八号」に改め、「変更」の下に「（同項第五号から第七号までに掲げる事項にあつては、当該変更によつて同条第二項第五号イ又はロに該当することとなるおそれが少ないものとして総務省令で定めるものを除く。）」を加える。